

奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議  
「徳之島部会」 設置要綱（案）

（目 的）

第 1 条 奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち，徳之島地域の適正な保全・管理を推進するため，別途設置される「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地地域連絡会議」の下に，地域部会として「徳之島部会」を設置し，関係機関の連絡・調整を図る。特に地域コミュニティや関係者の理解，連携，協働，参加を必要とする課題や取組事項に関しては，地域としての取組方針を検討し，検討結果の実現に最大限の努力を行う。

（検討事項）

第 2 条 「徳之島部会」は，次に掲げる事項について，必要な検討を行う。

- （1）奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地のうち，「徳之島地域」の地域別行動計画に関する事項
- （2）「徳之島地域」の候補地，緩衝地帯及びその周辺地域の適正な保全・管理を推進するための連絡・調整に関する事項
- （3）その他，第 1 条の目的を達成するために必要と認められる事項

（構 成）

第 3 条 「徳之島部会」は，別紙に掲げる機関・団体をもって構成する。なお，参画機関・団体の追加・削除については部会の合議により決定する。

（運 営）

第 4 条 「徳之島部会」は，事務局長が召集し，事務局長又は事務局長が指名する者が会議の議事進行を行う。

- 2 事務局長は必要に応じ，「徳之島部会」に構成機関以外の者の出席を求め，その意見を聴くことができる。
- 3 「徳之島部会」は，重要な事項について検討を深めるため，地域部会のもとに作業部会等を設置することができる。

（事務局）

第 5 条 「徳之島部会」の事務局は，徳之島自然保護官事務所，鹿児島森林管理署，鹿児島県，徳之島町，天城町，伊仙町によって構成し，対外的な連絡窓口は鹿児島県自然保護課が務める。  
2 事務局長は，鹿児島県自然保護課長が務める。

（その他）

第 6 条 「徳之島部会」は，遺産地域の適正な保全・管理に資するため，「奄美大島，徳之島，沖縄島北部及び西表島世界自然遺産候補地科学委員会」や「同委員会奄美ワーキンググループ」をはじめとする科学者，研究者等と連携・協力を図る。

第 7 条 この要綱に定めるもののほか，「徳之島部会」の運営に関して必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は，平成 28 年 月 日から施行する。

## 「徳之島部会」構成機関・団体一覧（平成28年10月現在）

構成機関・団体
徳之島自然保護官事務所
鹿児島森林管理署
鹿児島県自然保護課
鹿児島県離島振興課
鹿児島県観光課
鹿児島県大島支庁総務企画課
鹿児島県大島支庁衛生・環境室
徳之島事務所総務課
徳之島町企画課
天城町企画課
伊仙町きゅらまち観光課
奄美群島広域事務組合
奄美群島観光物産協会
徳之島観光連盟
徳之島エコツーリズム推進協議会
徳之島エコツアーガイド連絡協議会
徳之島虹の会
クロウサギの里